

## 議案第 6 1 号

おいらせ町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について

おいらせ町子ども医療費助成条例（平成 2 3 年おいらせ町条例第 2 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 9 年 1 2 月 7 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

### 提案理由

本条例による助成制度が平成 3 0 年 3 月 3 1 日をもって失効するが、その効力を 3 年間延長し、引き続き中学校 3 年生までの子どもの医療費を無料とするため提案するものである。

おいらせ町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

おいらせ町子ども医療費助成条例（平成23年おいらせ町条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。